

神奈川県周産期救急医療システム
運用マニュアル

〔 周産期救急医療システム受入病院 〕

平成24年1月31日

平成26年4月1日改正

令和6年5月30日改正

神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課

目 次

I	神奈川県周産期救急医療システムについて	
1	神奈川県周産期救急医療システムの概要	3
2	周産期救急医療システムブロック	3
3	受入病院の役割	3
4	神奈川県救急医療中央情報センター	4
5	東京都との周産期広域連携体制（試行）	4
6	本文中の略称	5
II	基幹病院（救急搬送）	
1	母体救急搬送（神奈川県内及び都内への依頼）	7
2	母体救急搬送（都内からの依頼）	11
3	新生児救急搬送（神奈川県内）	13
III	基幹病院（戻り搬送）	
1	母体戻り搬送（東京都⇒神奈川県）	17
2	母体戻り搬送（神奈川県⇒東京都）	19
3	新生児戻り搬送（東京都⇒神奈川県）	21
4	新生児戻り搬送（神奈川県⇒東京都）	23
IV	受入病院（救急搬送）	
1	母体救急搬送（神奈川県内）	27
2	母体救急搬送（都内からの依頼）	29
3	新生児救急搬送（神奈川県内）	31
V	受入病院（戻り搬送）	
1	母体戻り搬送（東京都⇒神奈川県）	34
2	母体戻り搬送（神奈川県⇒東京都）	36
3	新生児戻り搬送（東京都⇒神奈川県）	38
4	新生児戻り搬送（神奈川県⇒東京都）	40

VI 情報管理及び業務実施にかかる注意事項

- 1 周産期救急医療情報システムの応需情報の更新……………42
- 2 業務実施にかかる注意事項……………42
 - (1) 複数の基幹病院から同時に中央情報センターへ紹介依頼があった場合（救急搬送）
 - (2) 確認の途中経過の報告について（救急搬送）
 - (3) 中央情報センターへの電話が繋がらない場合
 - (4) 基幹病院以外から紹介依頼があった場合
 - (5) 基幹病院が県外分娩施設から受入の依頼を受け、中央情報センターに県内の受入先を問い合わせた場合

VII 参 考

- 1 各ブロック基幹病院……………44
- 2 周産期救急医療システム運用にかかる情報提供……………44
- 3 周産期救急受入医療機関紹介業務調査票（神奈川県様式）……………45
- 4 搬送調整依頼書（診療情報提供書）（東京都様式）……………46

I 神奈川県周産期救急医療システムについて

1 神奈川県周産期救急医療システムの概要

本県では、昭和60年6月より「神奈川県周産期救急医療システム」を運用しています。本システムでは、県内を6つのブロックに分け、それぞれ「基幹病院」、「中核病院」、「協力病院」として機能別に位置づけた受入病院を中心とした医師の判断に基づく医療機関同士の施設間搬送を原則として、分娩時の予期できない急変等に対処し、ハイリスクの妊婦から新生児まで、高度な医療水準により一貫した対応を24時間体制で確保しています。

2 周産期救急医療システムブロック

周産期救急医療システムでは、以下の6ブロックに区分されます。

ブロック名	市町村	ブロック名	市町村	ブロック名	市町村	ブロック名	市町村
横浜	横浜市	湘南	平塚市	西湘	小田原市	県央北相	相模原市
	鎌倉市		茅ヶ崎市		南足柄市		大和市
	藤沢市		秦野市		中井町		海老名市
川崎	川崎市		厚木市		大井町		座間市
	三浦半島		横須賀市		伊勢原市		松田町
逗子市			大磯町		山北町		寒川町
三浦市			二宮町		開成町		
葉山町			愛川町		箱根町		
			清川村		真鶴町		
					湯河原町		

3 受入病院の役割

周産期救急医療システム受入病院は、病院種別ごとに以下のとおりの役割を担います。

(1) 基幹病院

- ア 地域ブロックの拠点として、ブロック内の受入病院の状況把握に努め、分娩施設等からの患者受入要請に対して、受入先の調整を行う。
- イ 重症例を中心に患者を24時間体制で受け入れる。
- ウ 自病院で受け入れた患者が急性期を過ぎた際には、患者の状況に応じて中核もしくは協力病院への転院を積極的に行い、新たな重症患者を受け入れられる体制を常時確保する。

(2) 中核病院

- ア 基幹病院からの要請に応じ、中等症以上の患者を中心に原則として24時間体制で受け入れる。
- イ 基幹病院で受け入れることができない重症患者を体制の許す範囲で受け入れる。
- ウ 基幹病院からの転院依頼に応じ、基幹病院において受け入れられ急性期を過ぎた患者を受け入れる。
- エ 自病院で受け入れた患者が急性期を過ぎた場合、患者の状況に応じて協力病院等への転院を積極的に行い、基幹病院から新たな患者を受け入れられる体制を確保する。

(3) 協力病院

- ア 基幹病院からの要請に応じ、比較的軽度な患者を受け入れる。
- イ 基幹病院及び中核病院で受け入れた急性期を過ぎた患者を受け入れる。

4 神奈川県救急医療中央情報センター

神奈川県救急医療中央情報センター（以下「中央情報センター」という。）では、昼夜を問わない緊急問い合わせや受入先調整を行う基幹病院の負担軽減のため、基幹病院で受け入れが出来ない周産期救急患者について、県内の周産期システム受入医療機関に対して、周産期救急医療情報システムを活用することによって、基幹病院の指示の下、受入医療機関の情報収集及び紹介業務をすることで、基幹病院のサポートを行う役目を担います。

【周産期救急受入機関紹介業務】

中央情報センターで行う周産期救急受入機関紹介業務は、次のとおりです。

- ①受付時間：24時間体制。
- ②受付対象：県内基幹病院。
- ③対象患者：県内分娩施設にて発生し、基幹病院において受け入れ不可能な周産期救急患者であって、かつ、母体搬送が必要な患者のうち、基幹病院において中央情報センターに受入医療機関の紹介を依頼することが適当と判断された患者。
 - ※ 22週未満で周産期救急疾患がある場合は、基幹病院が対応する（中央情報センター対象外）。
- ④範囲：神奈川県周産期救急医療システム受入病院。県内その他医療機関および県外医療機関への応需確認は行わない。
- ⑤内容：事務職員が対応するため、医療機関への確認は、基幹病院から連絡を受けた「調査票」の内容のみをもって、電話連絡により応需確認を行う。
- ⑥困難対応：トラブル発生時等、中央情報センターにおいて対応困難となった案件については、中央情報センターは速やかに基幹病院へ連絡し、基幹病院はバックアップをするとともに、基幹病院から中央情報センターに指示をするか、または基幹病院が引き継ぐものとする。

5 東京都との周産期広域連携体制（試行）

(1) 東京都との周産期広域連携体制（試行）について

平成24年1月31日から東京都と神奈川県相互による、周産期広域連携体制が試行されることとなりました。

【周産期広域連携体制（試行）の対象】

- ①救急搬送：県域を越えて搬送可能であると医師が判断した、原則として22週以降の母体搬送（転院搬送）。
 - ※自都県内での受入先選定の結果、受入可能医療機関がなく、かつ各ブロックの基幹病院（東京都においては総合周産期センター）における再確認の上においても、受入ができない場合に限る。

②戻り搬送：本試行により県域を越えて救急搬送された後、急性期を過ぎ、県内（都内）医療機関へ転院が可能と医師が判断した場合の母体及び新生児搬送。

(2) 東京都周産期搬送コーディネーター

東京消防庁内に設置し、都内の各ブロックの搬送先調整担当の周産期母子医療センター等からの依頼による全都的な母体・新生児搬送の搬送調整、搬送先選定に関するデータの整理及び統計の作成、医療機関基本情報調査等を行う役目を担います。

6 本文中の略称

「受入病院」……………県周産期救急医療システム受入病院

「中央情報センター」……………神奈川県救急医療中央情報センター

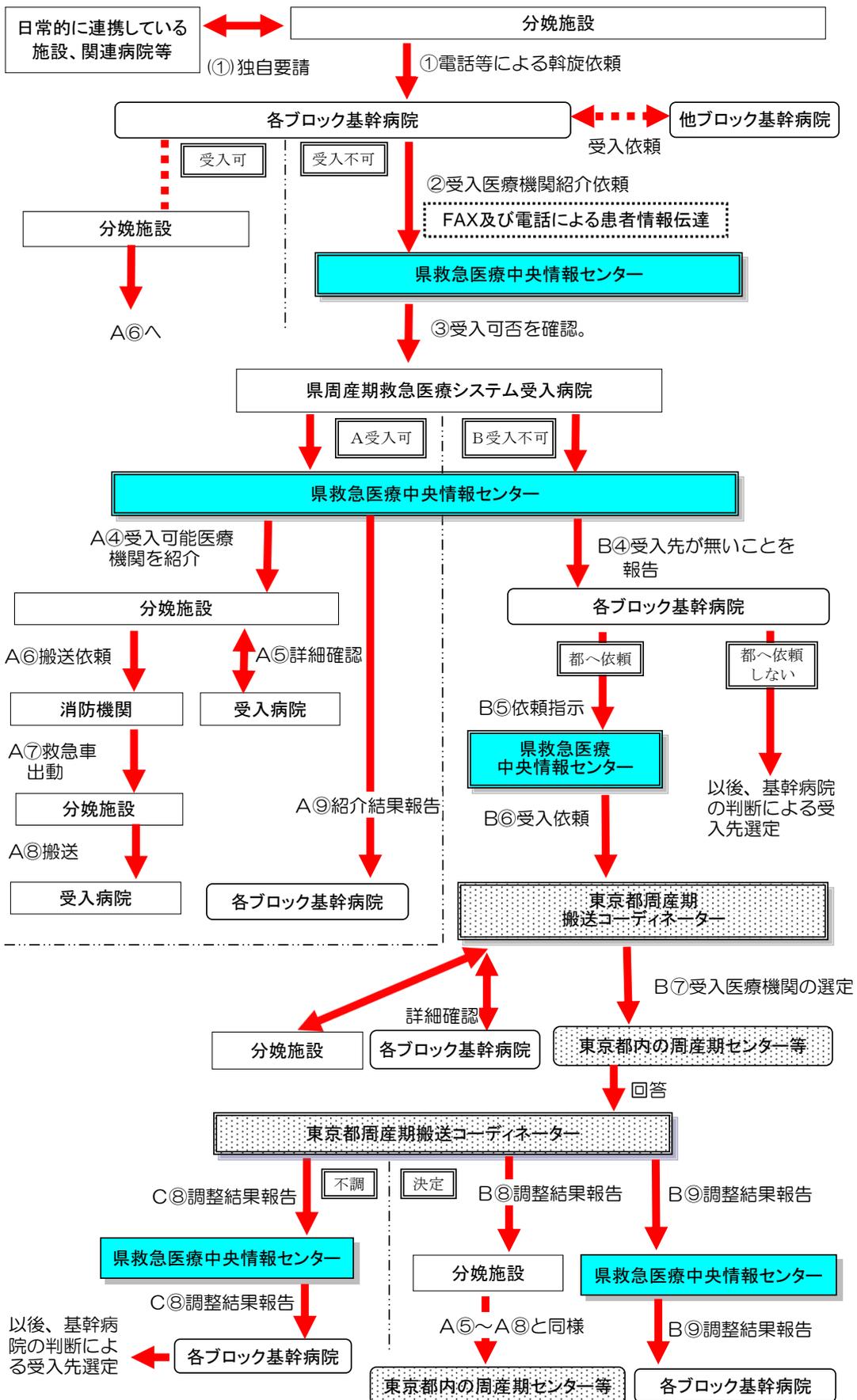
「都コーディネーター」……………東京都周産期搬送コーディネーター

「都内周産期センター等」…都コーディネーターにおいて受入調整を行う東京都周産期母子医療センター並びに周産期連携病院

Ⅱ 基幹病院（救急搬送）

- 1 母体救急搬送（神奈川県内及び都内への依頼）
- 2 母体救急搬送（都内からの依頼）
- 3 新生児救急搬送（神奈川県内）

1 母体救急搬送（神奈川県内及び都内への依頼）



フロー① 受入依頼（分娩施設⇒基幹病院）

基幹病院は、分娩施設から依頼を受けた案件について、患者の診断名、症状、緊急性等の状況から、次のことについて対応を判断する。

- ①自院で受け入れ可能か。⇒ 受入可 へ
- ②中央情報センターに紹介依頼を行うことが適当か。⇒フロー②へ
 - ・中央情報センターへの紹介依頼の際、条件を付するか。
- ③症状等により緊急性が生じる可能性がある患者だが、自院での受入が困難であるため、他ブロック基幹病院での受入を依頼するかどうかの判断

※ 特に症状等により緊急性が生じる可能性がある患者については、時間的猶予を考慮して、中央情報センターに依頼するかどうかの適否について、慎重に判断すること。

【他の基幹病院への受入依頼】

速やかに高次医療機関での対応が必要と判断された場合は、自病院で受け入れることが原則であるが、満床等により受入が困難な場合は、他の基幹病院に直接受入を依頼することも可とする。

【救急医療中央情報センターに受入医療機関紹介依頼を行う】

フロー② 受入医療機関紹介依頼（基幹病院⇒中央情報センター）

中央情報センターへの依頼方法は以下のとおりとする。

- (1) 「周産期救急受入医療機関紹介業務調査票（産科）」を作成し、情報センターへFAXで送る。

調査票を再度FAXで転送する可能性があります。不用な問い合わせを避けるため、ハッキリと読みやすい字で、なるべく略語は使用せずに記載するようご協力をお願いします。

- (2) 情報センターへ電話する。（電話連絡をもって初めて受付となります。）

※1 情報伝達の確実性を確保するために、原則として調査票はFAXにて送信するものとする。但し、FAX機器の不具合等により、FAX送信が出来ない場合は、電話連絡の際に必要な事項を確実に伝達することによって、FAXの代わりとする可とする。

※2 電話にて調査票必要事項を伝える場合、基幹病院は、中央情報センターが事務職員であることを考慮して、正確かつ確に伝えることとし、また、中央情報センターは、聞き取り不十分、内容不明な点等があった場合は、必ず確認をするなど、双方の協力によって調査票記載内容に誤りがないように努める。

なお、電話による調査票必要事項の聴取については、中央情報センターから調査票項目毎に質問し、それを基幹病院医師が回答する形をとることとする。

※3 中央情報センターは、電話のみにより調査票の内容を聴取した場合は、中央情報センターで記載した調査票を基幹病院へFAXすることとし、基幹病院は、中央情報センターからFAXされた内容を確認し、その内容に誤りがあった場合は

速やかに中央情報センターへ連絡する。（誤りがない場合は、特に連絡は必要としない。）

(3) 紹介依頼時における付加条件を伝える

周産期救急患者の「診断名」「症状」などにより緊急性、切迫性が生じる可能性がある場合などで、中央情報センターと受入医療機関との交渉に条件を付する必要があると判断したときは、依頼の際に付加条件の内容を伝えるものとします。

また、依頼後に患者の症状の変化等により条件を変える必要が生じた場合は、速やかに中央情報センターへ連絡の上その後の対応を指示し、状況によっては基幹病院で引き継ぐものとする。

- 例1 最初に確認すべき医療機関を数力所指示。
- 例2 受入可能な医療機関の対応レベルを指定。（例「中核病院のみ」など。）
- 例3 遠方ブロックの「○」よりも「ブロック内」の「×」を優先して交渉すること。
- 例4 「隣接ブロック」までの交渉とし、「その他ブロック」との交渉は必要ない。
- 例5 30分毎に交渉の経過報告をすること。
- 例6 妊娠30週以上であるが、複数の医療機関へ同時に受入確認を行う必要はない。

【県内医療機関で受入可能】

フローA⑨ 紹介結果報告（中央情報センター⇒基幹病院）

中央情報センターでの選定の結果、県内での受入が決定した場合、基幹病院あてに結果報告のファックスが送られる。

【県内での受入先がない場合】

フローB④ 県内受入先が無い旨の報告（中央情報センター⇒基幹病院）

中央情報センターでの選定の結果、県内での受入先が見つからなかった場合、中央情報センターから連絡が来るので、患者の診断名、症状、緊急性等の状況から、次のことについて対応を判断することとする。

- ①自院で受け入れ可能か。⇒ 受入可 へ
- ②東京都周産期搬送コーディネーターに受入先確認を行うことが適当か。
⇒フローB⑤へ
- ③上記①②によらず、基幹病院独自で受入先の選定を行うか。

※ 東京都周産期搬送コーディネーターに依頼するかどうかの適否については、時間的猶予を考慮して、慎重に判断すること。

【東京都周産期搬送コーディネーターに受入医療機関紹介依頼を行う】

フローB⑤ 依頼指示（基幹病院⇒中央情報センター）

依頼方法は以下のとおりとする。

(1) 中央情報センターへの依頼指示

中央情報センターから県内での受入先が見つからなかった旨連絡があった際、都コーディネーターへ依頼するかどうか照会があるので、都内での受入先選定を行う時間的余裕があると判断した場合には、中央情報センターに依頼を指示する。

その際、分娩施設に都内選定を依頼することを連絡し、当初の依頼内容から患者の状況に変化がないか確認し、変化があった場合には、その内容を中央情報センターに伝達するものとする。

(2) 都コーディネーターからの詳細確認

中央情報センターが都コーディネーターに都内受入先選定を依頼した後、必要に応じて、都コーディネーターから内容について照会をすることがあるので、適宜対応を行うものとする。（必要に応じて、直接分娩施設に照会が入る場合もある。）

※ 中央情報センターは、当初基幹病院が作成した「周産期救急受入医療機関紹介業務調査票（産科）」を都コーディネーターに転送する。

※ 都コーディネーターに受入先選定の依頼をした後も、可能な限り県内医療機関での受入ができるよう、引き続き受入先の選定に努めるものとする。

なお、都への依頼途中で独自に受入医療機関が見つかった場合には、速やかに中央情報センターにその旨連絡すること。

※ 都内選定後、概ね60分経過しても受入先が見つからない場合は、都コーディネーターから状況報告の連絡が入るので、患者の状況により、継続か中断かの判断をすること。

フローB⑨ 調整結果報告（中央情報センター⇒基幹病院）

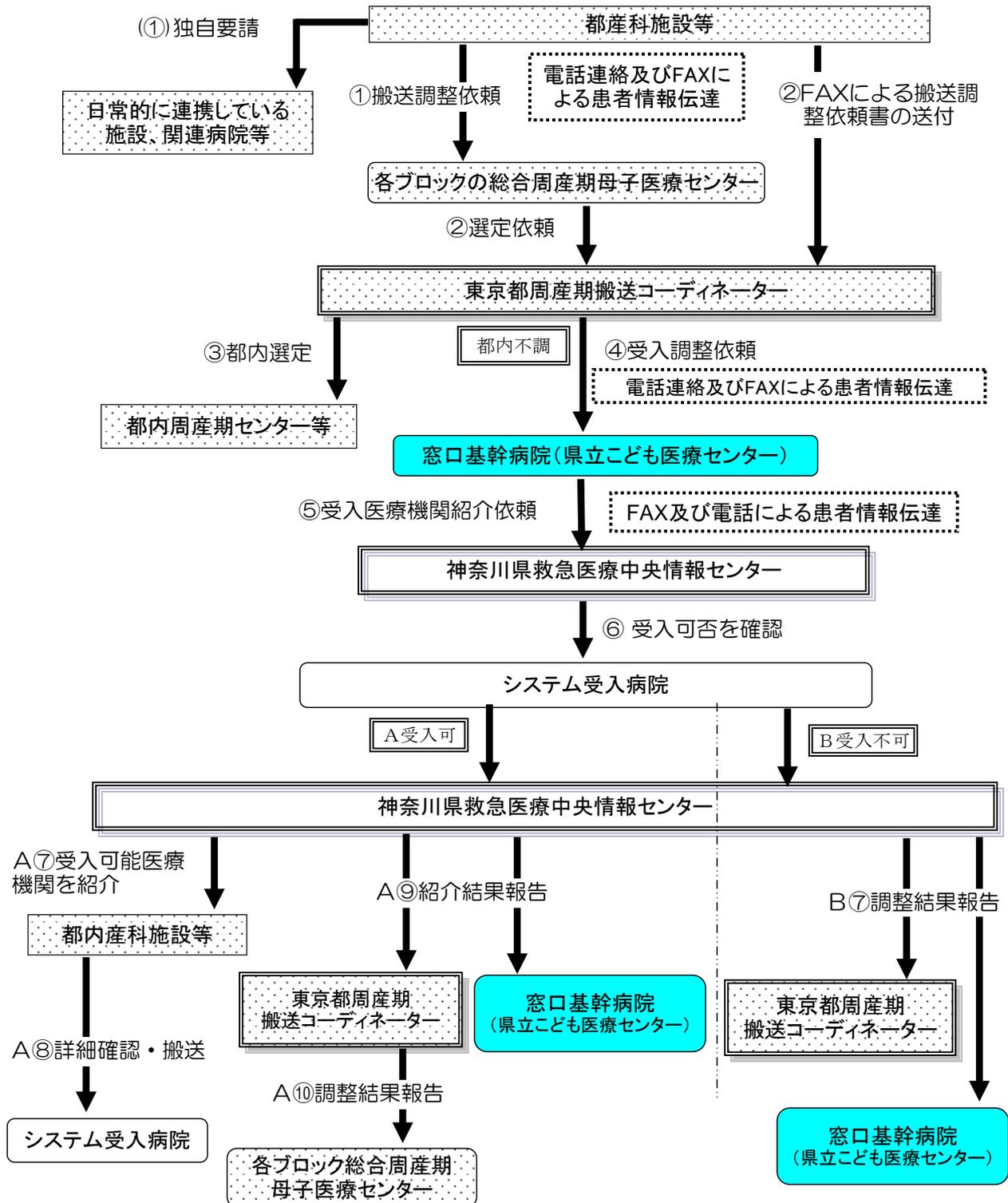
都コーディネーターでの選定の結果、都内での受入が決定した場合、基幹病院あてに中央情報センターから結果報告のファックスが送られる。

フローC⑧ 調整結果報告（中央情報センター⇒基幹病院）

都コーディネーターでの選定の結果、都内での受入先が見つからなかった場合、中央情報センターから連絡が来るので、以後は基幹病院の判断により対応を検討するものとする。

※ 中央情報センターに依頼があったが、検索中止等により基幹病院に引き継いだ案件についても、最終的にどこの医療機関で受け入れたか、中央情報センターが確認を行います。

2 母体救急搬送（都内からの依頼）



フロー④ 受入調整依頼（都コーディネーター⇒窓口基幹病院）

東京都内で周産期救急患者は発生し、都コーディネーターにより都内選定しても受入先が見つからず、神奈川県内での受入依頼を行う時には、都コーディネーターから、窓口基幹病院（県立こども医療センター）に「搬送調整依頼書（診療情報提供書）（東京都様式）」により受入調整が依頼される。

基幹病院は、都コーディネーターから依頼を受けた案件について、患者の診断名、症状、緊急性等の状況から、次のことについて対応を判断する。

- ①中央情報センターで紹介依頼を行うことが適当か。⇒フロー⑤へ
 - ・中央情報センターへの紹介依頼の際、条件を付するか。
- ②症状等により緊急性が生じる可能性がある患者であり、自院もしくは他ブロック基幹病院での受入を依頼するかどうかの判断 ⇒県内救急搬送と同様の扱いとなる。

※ 特に症状等により緊急性が生じる可能性がある患者については、時間的猶予を考慮して、中央情報センターに依頼するかどうかの適否について、慎重に判断すること。

フロー⑤ 受入医療機関紹介依頼（窓口基幹病院⇒中央情報センター）

中央情報センターへの依頼方法は以下のとおりとする。

- (1) 「搬送調整依頼書（診療情報提供書）（東京都様式）」を情報センターへFAXで送る。

※ 神奈川県様式に書き換えず、そのまま送る。

- (2) 情報センターへ電話する。（電話連絡をもって初めて受付となります。）

【県内で受入可能であった場合】

フローA⑨ 調整結果報告（中央情報センター⇒窓口基幹病院）

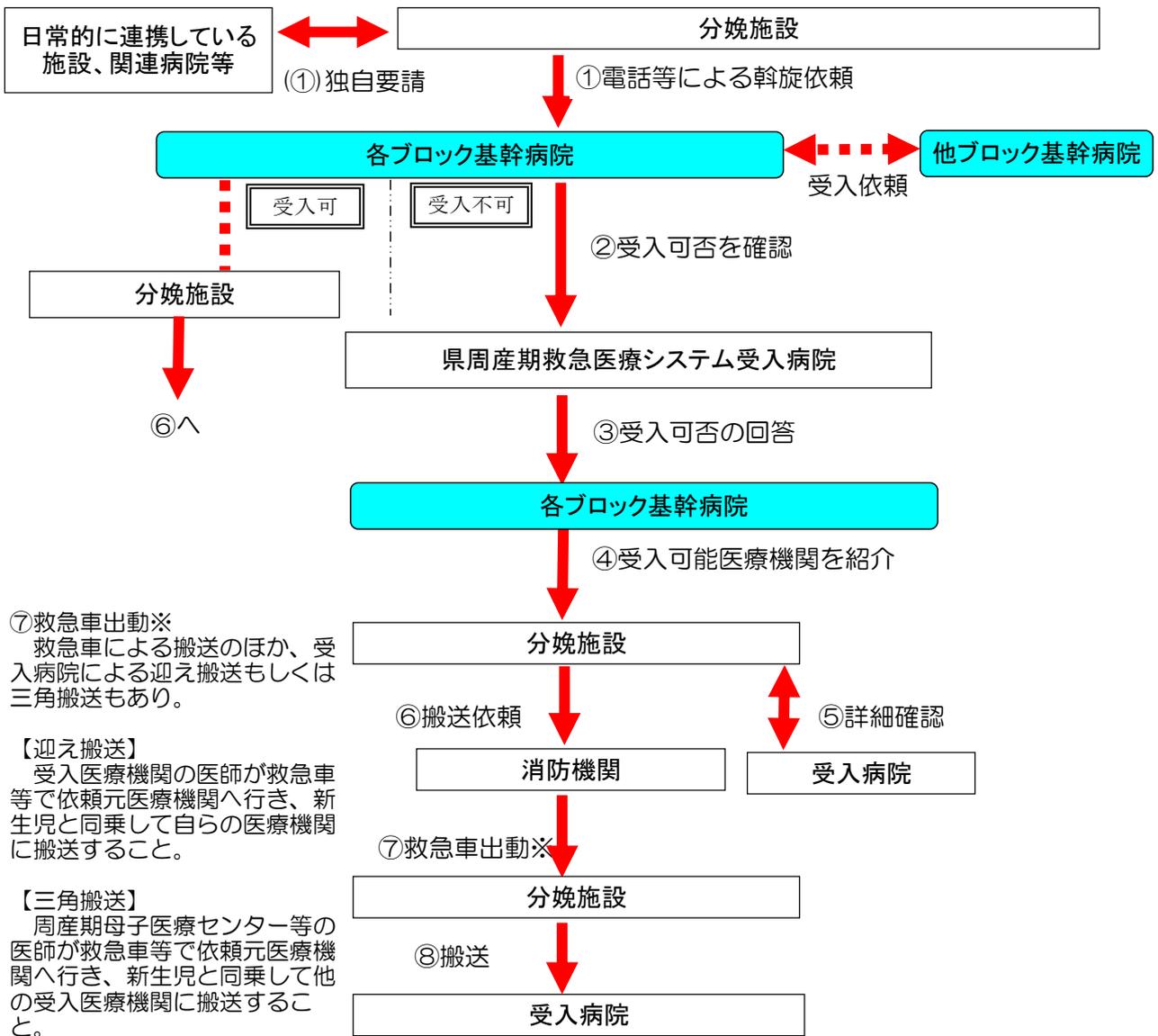
中央情報センターでの選定の結果、県内での受入が決定した場合、基幹病院あてに結果報告のファックスが送られる。

【県内で受入が出来なかった場合】

フローB⑦ 調整結果報告（中央情報センター⇒窓口基幹病院）

中央情報センターでの選定の結果、県内受入先が見つからなかった場合、基幹病院あてに結果報告のファックスが送られる。

3 新生児救急搬送（神奈川県内）



フロー① 電話等による斡旋依頼（分娩施設⇒基幹病院）

基幹病院は、分娩施設から依頼を受けた案件について、患者の診断名、症状、緊急性等の状況から、次のことについて対応を判断してください。

- ①自院で受け入れ可能か。⇒ 受入可 へ
- ②県内の受入病院へ受入依頼を行うことが適当か。⇒フロー②へ
- ③症状等により緊急性が生じる可能性がある患者だが、自院での受入が困難であるため、他ブロック基幹病院での受入を依頼するかどうかの判断

【他の基幹病院への受入依頼】

速やかに高次医療機関での対応が必要と判断された場合は、自病院で受け入れることが原則ですが、満床等により受入が困難な場合は他の基幹病院に直接受入を依頼してください。

【県内医療機関での受入】

フロー② 受入可否を確認（基幹病院⇒受入病院）

基幹病院は、患者の状況に応じて県内受入病院の選定を行ってください。

フロー④ 受入可能医療機関を紹介（基幹病院⇒分娩施設）

受入病院が決定したら、分娩施設へその旨連絡してください。

Ⅲ 基幹病院（戻り搬送）

- 1 母体戻り搬送（東京都⇒神奈川県）
- 2 母体戻り搬送（神奈川県⇒東京都）
- 3 新生児戻り搬送（東京都⇒神奈川県）
- 4 新生児戻り搬送（神奈川県⇒東京都）

フロー② 受入依頼（詳細確認）（都搬送コーディネーター⇒基幹病院）

基幹病院は、都搬送コーディネーターから依頼を受けた案件について、患者の診断名、症状、緊急性等の状況から、次のことについて対応を判断する。

東京都からの依頼は、FAXにより「患者情報（任意様式）」が送られるとともに電話により連絡がある。

- ①自院で受け入れ可能か。⇒ A自院で対応 へ
- ②中央情報センターで受入先確認を行うことが適当か。⇒フローB③へ
 - ・中央情報センターへの紹介依頼の際、条件を付するか。

【自院で受入をする場合】

転院調整（基幹病院⇒都内依頼元病院）

都コーディネーターから依頼があった際に、自院での受入を調整することを伝える。その後、都内依頼元病院に連絡し、具体的な転院調整を行うものとする。（都内依頼元病院から連絡を希望する場合は、都コーディネーターにその旨を伝える。）

フローA③ 調整結果報告（基幹病院⇒都コーディネーター）

転院調整の結果、受入が決定した場合は、その旨を都コーディネーターに電話により連絡する。

フローA⑤ 搬送～受入

【救急医療中央情報センターに受入医療機関紹介依頼を行う】

フローB③ 受入医療機関紹介依頼（基幹病院⇒中央情報センター）

中央情報センターへの依頼方法は、救急搬送依頼時と同様とする。

(1) 都コーディネーターから送付された「患者情報（任意様式）」を情報センターへFAXで送る。

※ 必要に応じて、都内依頼元病院に詳細を確認することも可。

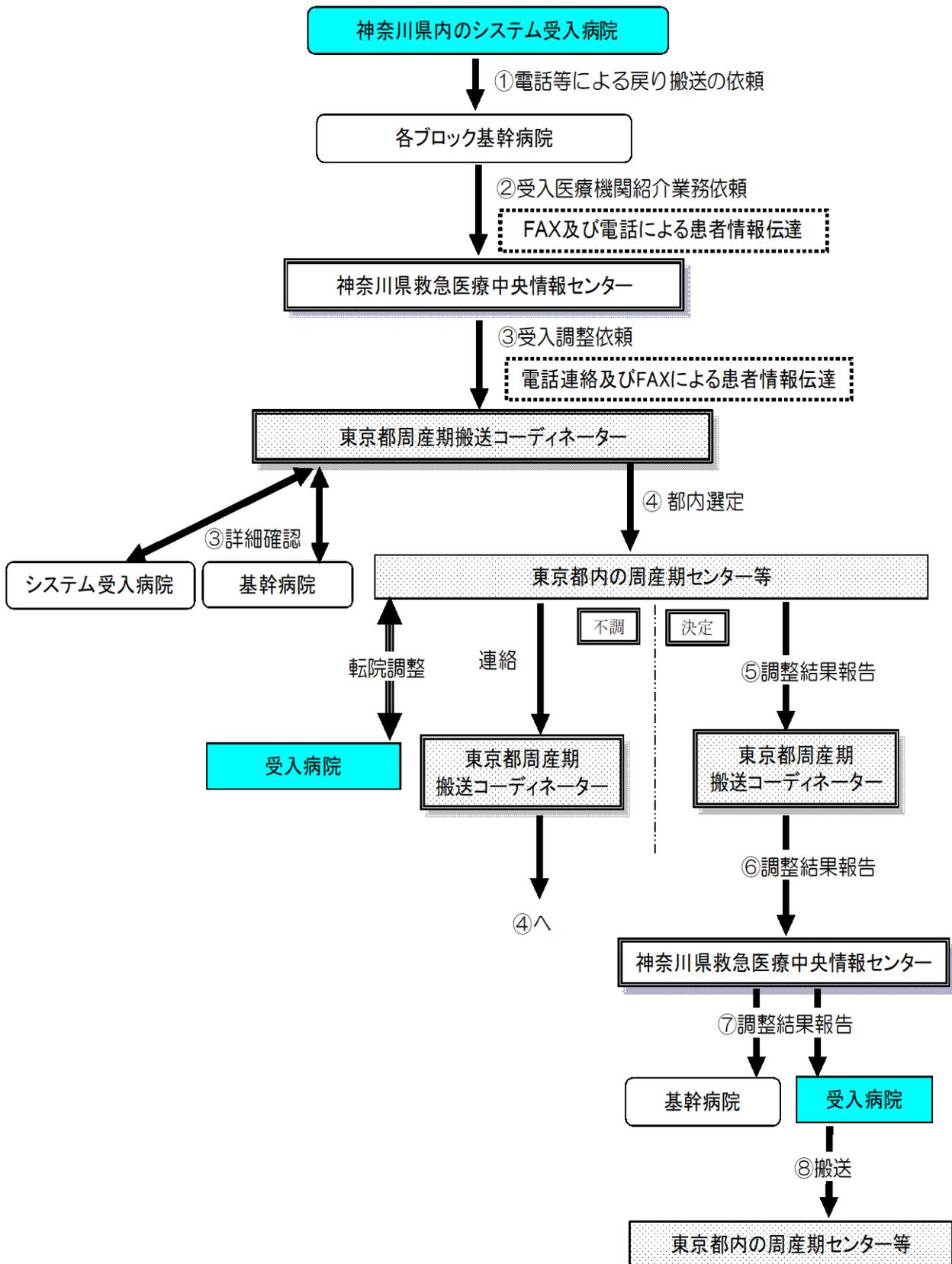
(2) 情報センターへ電話する。（電話連絡をもって初めて受付となります。）

フローB⑥ 調整結果報告

中央情報センターでの選定の結果、県内での受入が決定した場合、基幹病院あてに結果報告のファックスが送られる。

※ 県内選定中に、都内依頼元病院が患者の急変等により、戻り搬送の調整依頼の取り下げを行った場合には、中央情報センターからその旨連絡がある。

2 母体戻り搬送（神奈川県⇒東京都）



フロー① 電話等による戻り搬送の依頼（受入病院⇒基幹病院）

基幹病院は、受入病院から依頼を受けた案件について、本試行の対象であることを確認のうえ、患者の診断名、症状、緊急性等の状況を確認し、受入医療機関紹介業務を依頼する。

本試行の対象で無いものは、調整対象外となり中央情報センター及び都コーディネーターでは受け付けないので留意すること。

フロー② 受入医療機関紹介依頼（基幹病院⇒中央情報センター）

(1) 「周産期救急受入医療機関紹介業務調査票（産科）」を作成し、中央情報センターへFAXで送る。

調査票を再度FAXで転送します。不用な問い合わせを避けるため、ハッキリと読みやすい字で、なるべく略語は使用せずに記載するようご協力をお願いします。

(2) 情報センターへ電話する。（電話連絡をもって初めて受付となります。）

(3) 都搬送コーディネーターからの詳細確認

中央情報センターが都コーディネーターに都内受入先選定を依頼した後、必要に応じて、都コーディネーターから内容について照会をすることがあるので、適宜対応を行うものとする。（直接依頼元システム受入病院に照会が入る場合もある。）

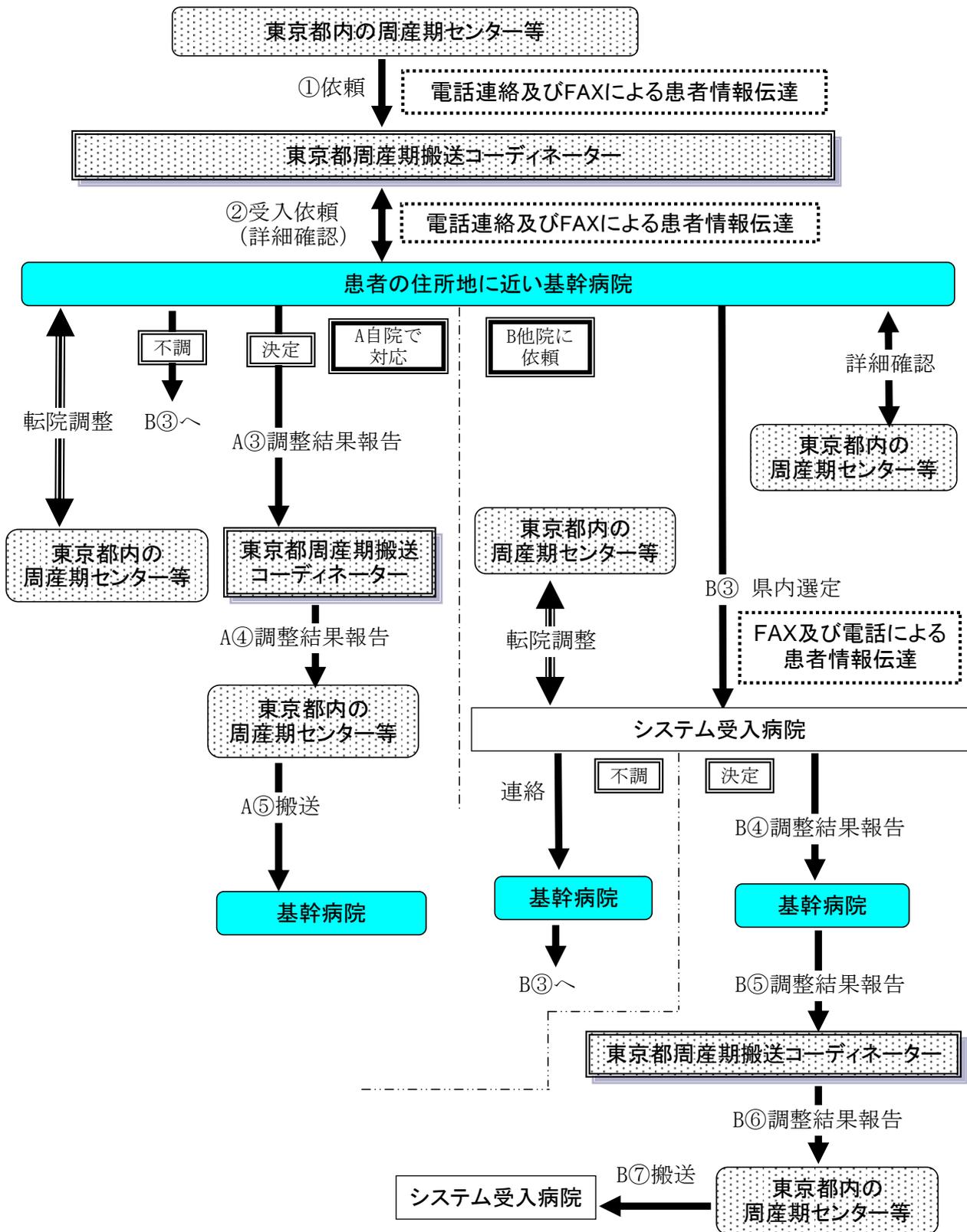
フロー⑦ 調整結果報告（中央情報センター⇒基幹病院）

都コーディネーターでの選定の結果、都内での受入が決定した場合、基幹病院あてに中央情報センターから結果報告のファックスが送られる。

※ 受入病院が必要に応じて指定する選定期限になっても、都内受入先が決まらなかった場合、中央情報センターから連絡がくるので、選定を続行するかどうかの判断もしくは確認をお願いします。

※ 都内選定中に、受入病院から患者の急変等により戻り搬送の調整依頼の取り下げを行うとの連絡があった場合には、速やかに中央情報センターに連絡してください。

3 新生児戻り搬送（東京都⇒神奈川県）



フロー② 受入依頼（詳細確認）（都搬送コーディネーター⇒基幹病院）

基幹病院は、都搬送コーディネーターから依頼を受けた案件について、患者の診断名、症状、緊急性等の状況から、次のことについて対応を判断する。

東京都からの依頼は、FAXにより「患者情報（任意様式）」が送られるとともに電話により連絡がある。

①自院で受け入れ可能か。⇒ A自院で対応 へ

②県内の受入病院へ受入依頼を行うことが適当か。⇒フローB③へ

【自院で受入をする場合】

転院調整

都コーディネーターから依頼があった際に、自院での受入を調整することを伝える。その後、都内依頼元病院に連絡し、具体的な転院調整を行うものとする。（都内依頼元病院から連絡を希望する場合は、都コーディネーターにその旨を伝える。）

フローA③ 調整結果報告

転院調整の結果、受入が決定した場合は、その旨を都搬送コーディネーターに電話により連絡する。

フローA⑤ 搬送～受入

【県内受入病院での受入】

フローB③ 県内選定（基幹病院⇒受入病院）

基幹病院は、患者の状況に応じて県内受入病院の選定を行い、該当する受入病院に転院受入について打診を行う。受入調整が可能であるとの回答があったら、都内依頼元病院に連絡を行う旨依頼する。

打診にあたり、必要に応じて詳細な患者情報を都内依頼元病院に照会することも可。

フローB④ 調整結果報告（受入病院⇒基幹病院）

フローB⑤ 調整結果報告（基幹病院⇒都搬送コーディネーター）

転院が決定した旨受入病院から連絡があったら、都搬送コーディネーターに電話により連絡する。

転院調整が不調であった旨、受入病院から連絡があったら、次の受入病院を選定して打診を行う。

※ 調整経過の確認

以下の場合、受入病院に調整経過を電話により確認することとする。

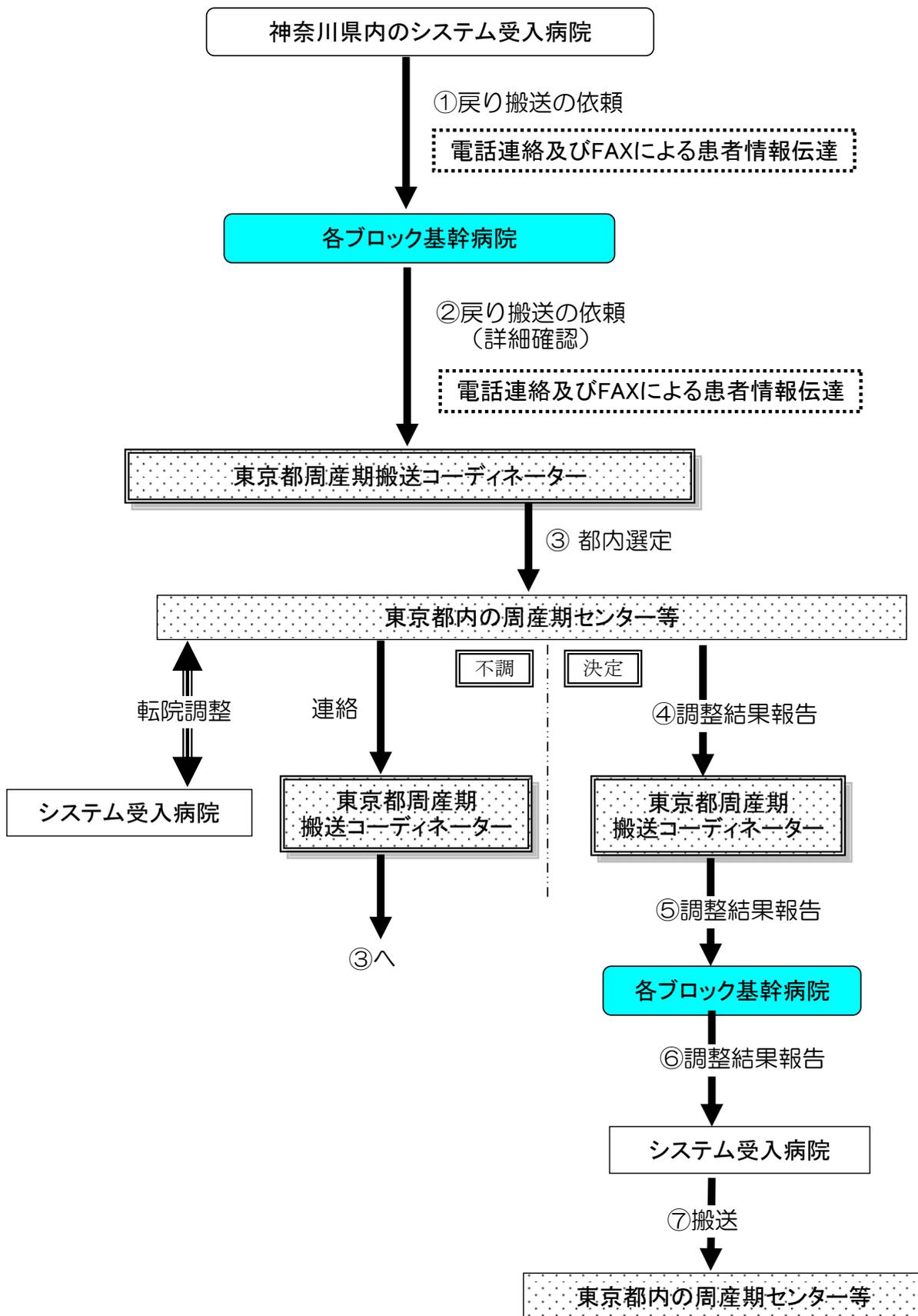
① 依頼日から1週間程度経過しても受入病院からの報告がない場合

② 都内依頼元病院が指定する調整期限になっても報告がない場合

調整期限となっても、受入の調整が決まらない場合、都コーディネーターに電話により状況を報告し、県内選定の期限を延長するかどうか確認する。

③ 都コーディネーターからの経過照会が来た場合

4 新生児戻り搬送（神奈川県⇒東京都）



フロー① 戻り搬送の依頼（受入病院⇒基幹病院）

基幹病院は、受入病院から依頼を受けた案件について、本試行の対象であることを確認のうえ、患者の診断名、症状、緊急性等の状況を確認し、都コーディネーターに都内選定を依頼する。

依頼を行う際の様式は、通常の転院時に使用する紹介状でよいが、都内選定の際に必要な以下の事項の記載があるかを併せて確認する。

なお、本試行の対象で無いものは、対象外となり都コーディネーターでは受け付けないので留意すること。

〔都内選定の際に必要な事項〕

- 依頼受入病院の担当者名、連絡先
- 基幹病院の担当者名、連絡先
- 調整期間・期日の有無 ※特に指定をしない場合も伝達すること
- その他付加条件

フロー② 戻り搬送の依頼（基幹病院⇒都コーディネーター）

都コーディネーターへの依頼方法は以下のとおりとする。

- ① 依頼様式（紹介状等）をファックスで都コーディネーターに送る。
- ② 都コーディネーターに電話をする。（電話連絡により受付となります。）
- ③ 電話の際、必要に応じて付加条件を伝える。

※ 調整経過の確認

以下の場合、都コーディネーターに調整経過を電話により確認することとする。

- ① 依頼日から1週間程度経過しても都コーディネーターからの報告がない場合
- ② 依頼様式（紹介状等）に記載のある調整期日になっても報告がない場合
調整期日となっても、受入の調整が決まらないとの連絡が都コーディネーターからあった場合、受入病院に状況を報告し、都内選定の期限を延長するかどうか確認する。
- ③ 受入病院から確認依頼が来た場合（窓口の混乱を防ぐため、お手数ですが基幹病院から都コーディネーターに連絡してください）

フロー⑤ 調整結果報告（都コーディネーター⇒基幹病院）

都コーディネーターでの選定の結果、都内での受入が決定した場合、基幹病院あてに都コーディネーターから結果報告のファックスが送られる。

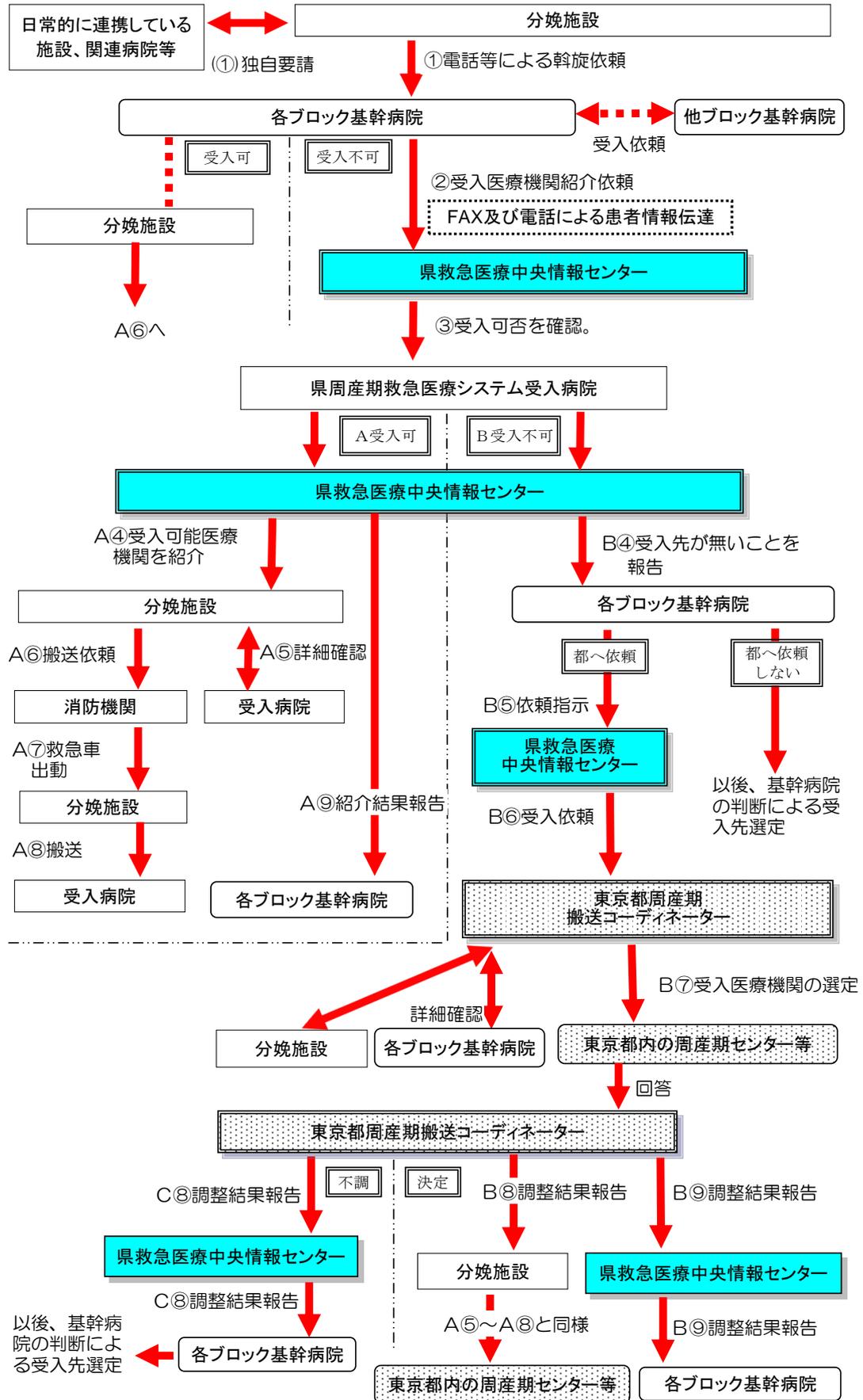
フロー⑥ 調整結果報告（基幹病院⇒システム受入病院）

基幹病院からシステム受入病院に結果報告し、受入先の都周産期センターに搬送の調整について連絡するよう伝える。

IV 受入病院（救急搬送）

- 1 母体救急搬送（神奈川県内）
- 2 母体救急搬送（都内からの依頼）
- 3 新生児救急搬送（神奈川県内）

1 母体救急搬送（神奈川県内）



フロー③ 受入可否の確認（県中央情報センター⇒受入病院）

受入病院は、電話により県中央情報センターから救急患者の受入依頼があった場合には、依頼内容により受入が可能か回答する。

フローA⑤ 詳細確認（分娩施設⇒受入病院）

受入可能であった場合、県中央情報センターから分娩施設へその旨連絡をした後、分娩施設から詳細確認のための連絡があるので、必要事項について調整を行う。（受入病院から連絡しても可。）

フローA⑧ 搬送～患者受入（分娩施設⇒受入病院）

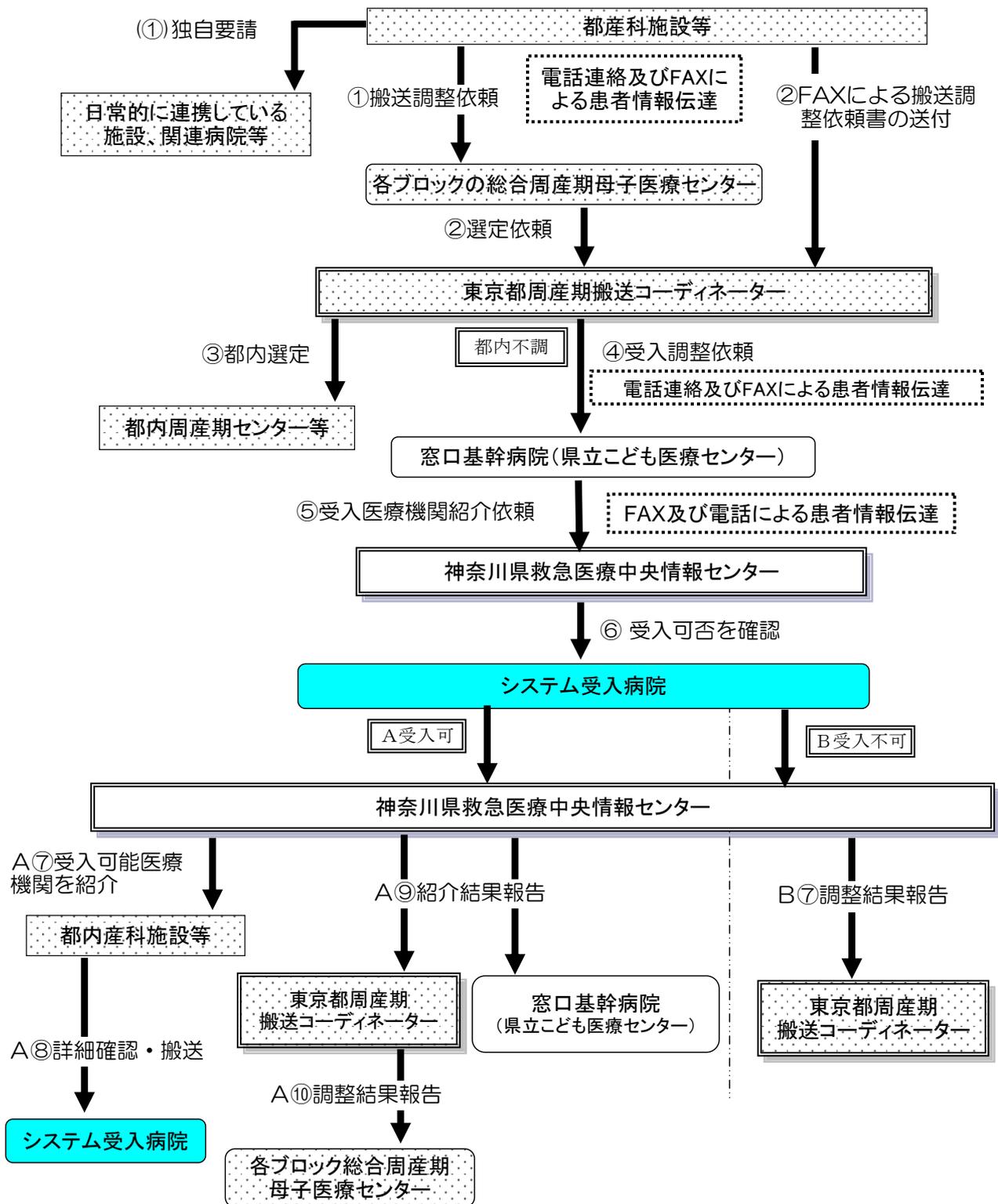
患者受入の際に、救急隊もしくは分娩施設から「紹介状・周産期（産科）救急患者診療情報提供書」を受領する。

※ 「紹介状・周産期（産科）救急患者診療情報提供書」は、県のホームページ（「神奈川県周産医療体制について」の関連マニュアル類に掲載されている。

【掲載場所】

URL：<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100366>

2 母体救急搬送（都内からの依頼）



フロー⑥ 受入可否を確認（県中央情報センター⇒受入病院）

受入病院は、電話により県中央情報センターから救急患者の受入依頼があった場合には、依頼内容により受入が可能か回答する。

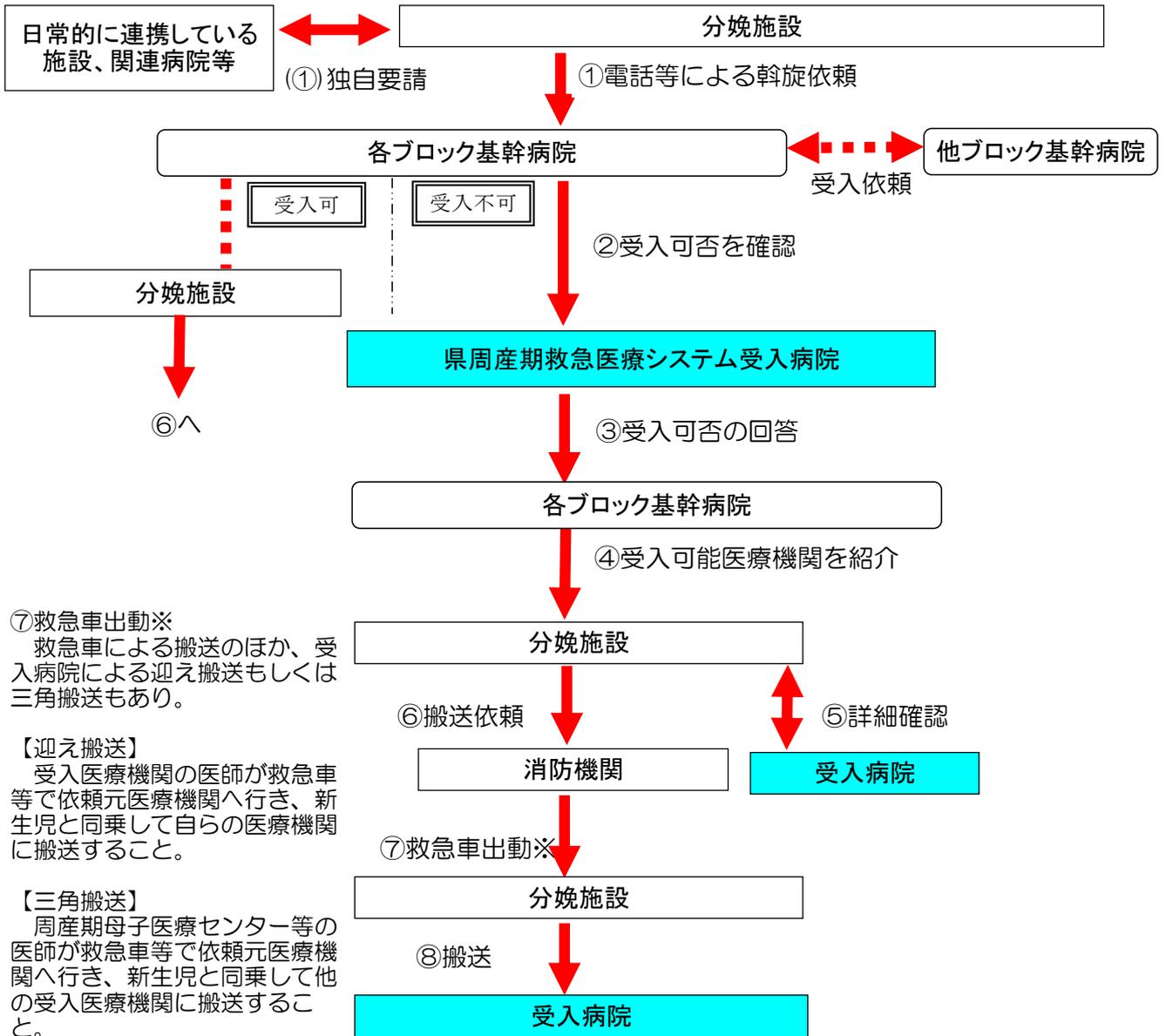
フローA⑧ 詳細確認（分娩施設⇒受入病院）

受入可能であった場合、県中央情報センターを経て都コーディネーターが都内産科施設へその旨連絡をした後、都内産科施設から詳細確認のための連絡があるので、必要事項について調整を行う。（受入病院から連絡しても可。）

フローA⑧ 搬送～患者受入（分娩施設⇒受入病院）

患者受入の際に、救急隊もしくは都内産科施設が、転院のための「紹介状」もしくは「搬送調整依頼書（診療情報提供書）」を持参するので受領する。

3 新生児救急搬送（神奈川県内）



フロー②・③ 受入可否の確認・回答（基幹病院⇒受入病院）

受入病院は、電話により基幹病院から救急患者の受入依頼があった場合には、依頼内容により受入が可能か回答する。

フロー⑤ 詳細確認（分娩施設⇒受入病院）

受入可能であった場合、基幹病院から分娩施設へその旨連絡をした後、分娩施設から詳細確認のための連絡があるので、必要事項について調整を行う。（受入病院から連絡しても可。）

フロー⑧ 搬送～患者受入（分娩施設⇒受入病院）

患者受入の際に、救急隊もしくは分娩施設から「救急医療情報提供書 周産期救急（新生児）」を受領する。

※ 「救急医療情報提供書 周産期救急（新生児）」は、県のホームページ（「神奈川県
の周産医療体制について」の関連マニュアル類に掲載されている。

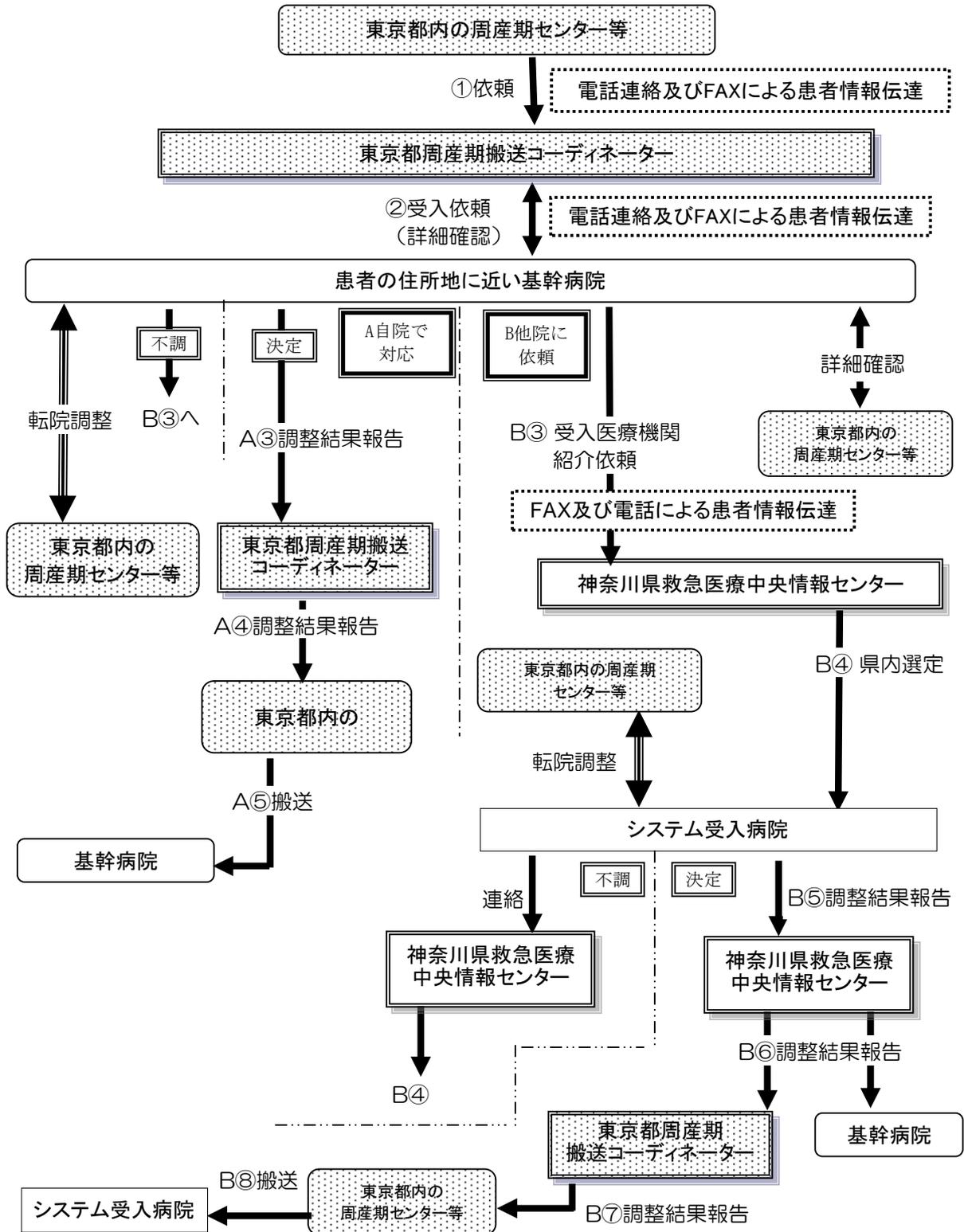
【掲載場所】

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100366>

V 受入病院（戻り搬送）

- 1 母体戻り搬送（東京都⇒神奈川県）
- 2 母体戻り搬送（神奈川県⇒東京都）
- 3 新生児戻り搬送（東京都⇒神奈川県）
- 4 新生児戻り搬送（神奈川県⇒東京都）

1 母体戻り搬送（東京都⇒神奈川県）



フローB④ 県内選定（中央情報センター⇒受入病院）

受入病院は、電話により県中央情報センターから戻り搬送患者の受入依頼があった場合には、依頼内容により受入についての調整が可能か回答する。

転院調整

受入についての調整が可能な場合は、都内依頼元病院に連絡し具体的な転院調整を行う。

（都内依頼元病院からの連絡を希望する場合は、中央情報センターにその旨を伝える。）

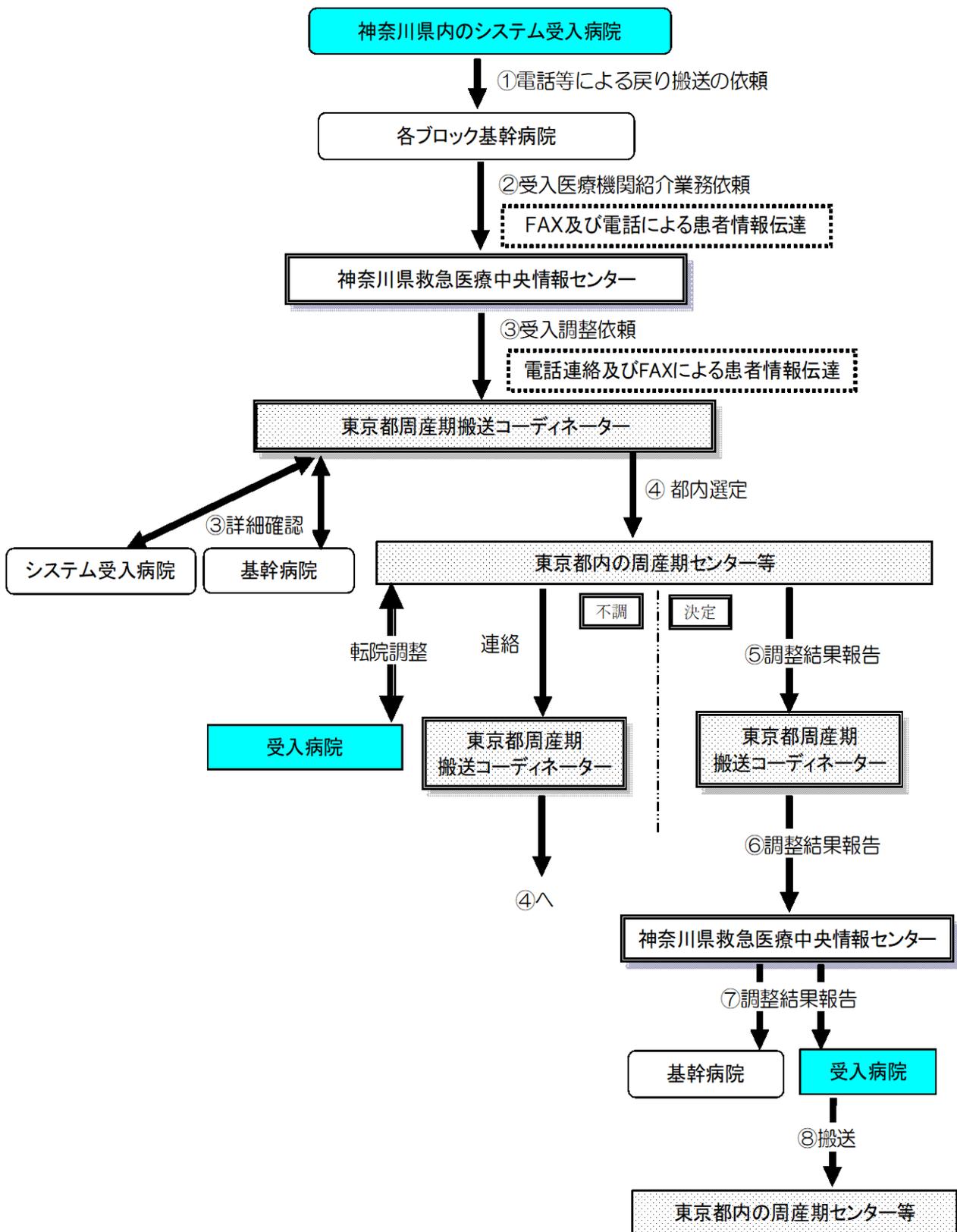
転院調整の結果、不調となった場合には、その旨中央情報センターに電話により連絡する。

フローB⑤ 調整結果報告

転院調整の結果、受入が決定した場合は、その旨を中央情報センターに電話により連絡してください。

フローB⑧ 搬送～受入

2 母体戻り搬送（神奈川県⇒東京都）



フロー① 電話等による戻り搬送の依頼（受入病院⇒基幹病院）

受入病院は、都内からの依頼により受入れた救急患者について、患者の状態や意向を勘案し、転院が可能であると判断した場合には、電話により基幹病院に都内への戻り搬送の依頼を行う。その際、患者の状況のほか、以下の事項についても伝達することとする。

〔伝達する事項〕

- ・調整期間・期日の有無《必須》※特に指定をしない場合も伝達すること
- ・その他付加条件

転院調整（都内周産期センター等⇔受入病院）

都コーディネーターにより選定された周産期センター等から連絡があったら、具体的な転院調整を行う。

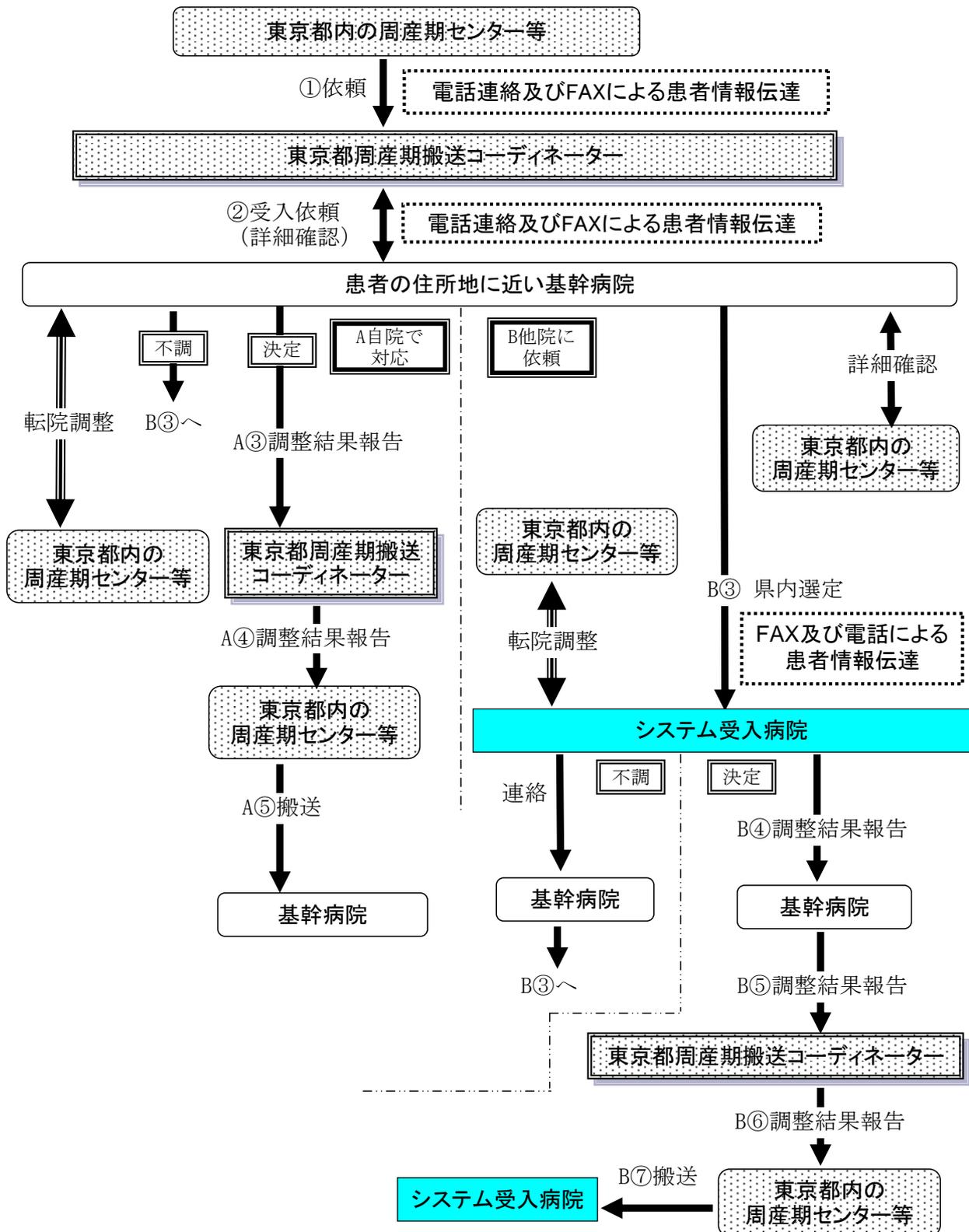
フロー⑦ 調整結果報告（中央情報センター⇒受入病院）

フロー⑧ 搬送（受入病院⇒都内周産期センター等）

転院調整の結果、都内受入先が決定した場合は、中央情報センターから連絡があるので、都内周産期センター等と行った転院調整の内容により搬送を行う。

※ 都内選定を依頼した後に、患者の急変等により、戻り搬送の調整依頼の取り下げを行う場合には、速やかに基幹病院に連絡してください。

3 新生児戻り搬送（東京都⇒神奈川県）



フローB③ 県内選定（基幹病院⇒受入病院）

受入病院は、電話及びFAXにより基幹病院から戻り搬送患者の受入依頼があった場合には、依頼内容により受入についての調整が可能か回答してください。

転院調整

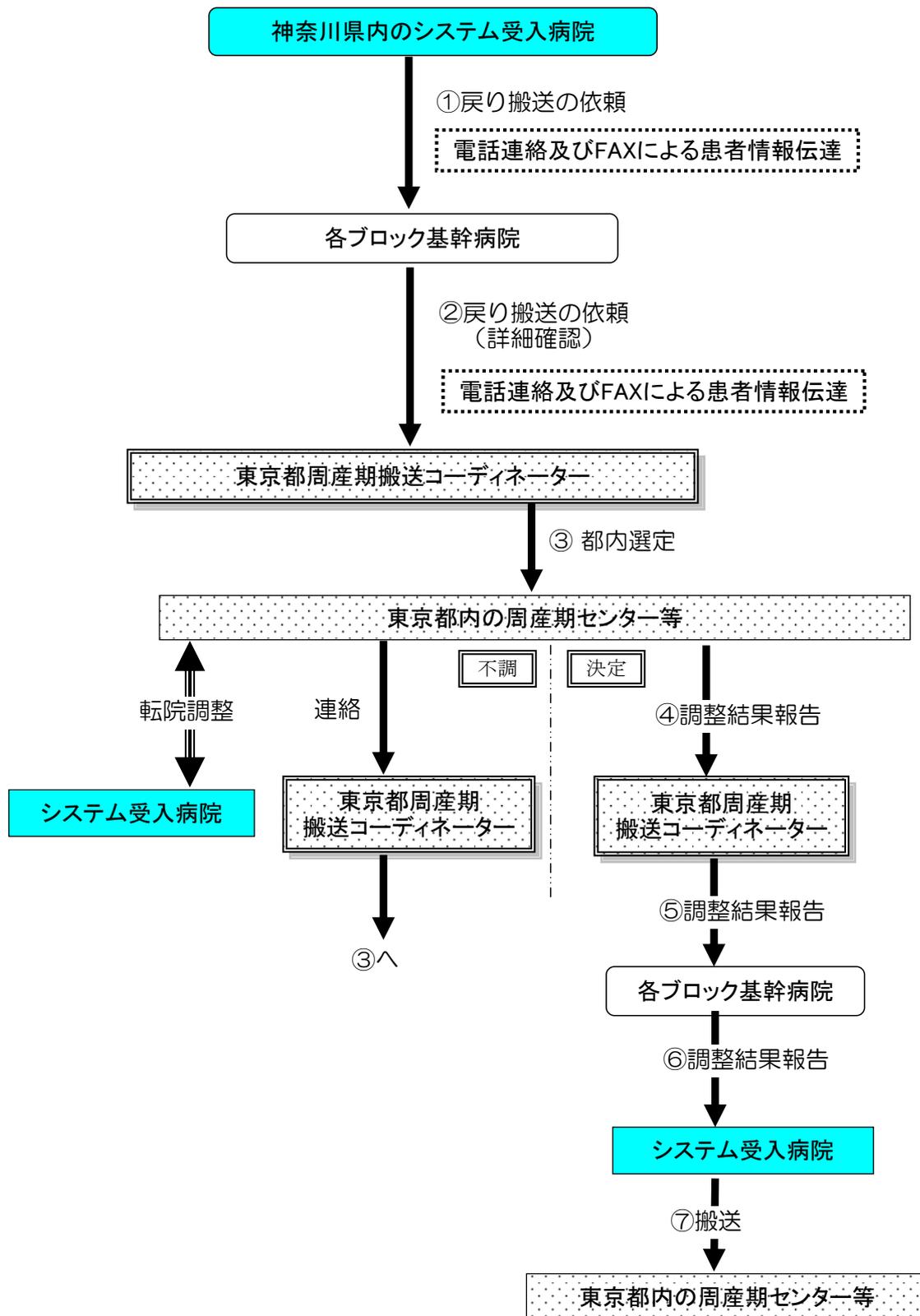
受入についての調整が可能な場合は、都内依頼元病院に連絡し具体的な転院調整を行う。
転院調整の結果、不調となった場合には、その旨基幹病院に電話により連絡する。

フローB④ 調整結果報告

転院調整の結果、受入が決定した場合は、その旨を基幹病院に電話により連絡してください。

フローB⑦ 搬送～受入

4 新生児戻り搬送（神奈川県⇒東京都）



フロー① 戻り搬送の依頼（受入病院⇒基幹病院）

受入病院は、都内からの依頼により受入れた母体救急患者から出生・入院した児について、患者の状態や意向を勘案し、転院が可能であると判断された場合には、以下の手順により、電話及びFAXにより基幹病院に都内への戻り搬送の依頼を行う。

(1) 紹介状を基幹病院にFAXする

依頼の際には以下についても記載すること。

- ・調整期間・期日の有無《必須》※特に指定をしない場合も伝達すること
- ・その他付加条件

転院調整（都内周産期センター等⇔受入病院）

都コーディネーターにより選定された周産期センター等から連絡があったら、具体的な転院調整を行う。

フロー⑥ 調整結果報告（各ブロック基幹病院⇒受入病院）

フロー⑦ 搬送（受入病院⇒都内周産期センター等）

転院調整の結果、都内受入先が決定した場合は、各ブロック基幹病院から連絡があるので、都内周産期センター等と行った転院調整の内容により搬送を行う。

※ 都内選定を依頼した後に、患者の急変等により、戻り搬送の調整依頼の取り下げを行う場合には、速やかに基幹病院に連絡してください。

VI 情報管理及び業務実施にかかる注意事項

1 周産期救急医療情報システムの応需情報の更新

中央情報センターで周産期救急受入機関紹介業務を運用するにあたり、既存の「神奈川県周産期救急医療情報システム」の応需情報は、非常に重要なものとなる。

そこで、中央情報センターでは、システム受入病院の周産期情報システムへの入力状況などを把握するとともに、入力が滞っている医療機関に対して、直接、入力の確認・依頼を行うものとする。

なお、中央情報センターからの依頼にもかかわらず、依然として入力がない医療機関については、医療整備・人材課から当該医療機関に対して協力を依頼するものとする。

(システム受入病院への入力依頼内容)

- 定期入力 毎日朝夕1回 (応需情報に変更がなくても更新をお願いします。)
- 随時入力 定期入力の他にも、出来るだけ情報のリアルタイム化をお願いします。
- 備考欄の記入 備考欄に、参考となる情報を出来るだけ入力してください。

2 業務実施にかかる注意事項

(1) 複数の基幹病院から同時に中央情報センターへ紹介依頼があった場合(救急搬送)

中央情報センターは、原則として「受付順」に確認を行うものとする。

1件確認中に2件目以降の受付をした場合は、基幹病院に

例「現在2件確認中であって、3件目となります。

現在10病院に断られている状況ですが、どうしますか？」と確認する。

基幹病院は、そのまま紹介依頼をするか、依頼を取りやめるか判断した上で、中央情報センターに対応を指示する。

(ただし、紹介依頼をする場合は、時間がかかることや、受入先が見つかる可能性も通常よりも低いことを承知する。)

(2) 確認の途中経過の報告について(救急搬送)

中央情報センターは、確認の途中経過については、基幹病院(または都コーディネーター)からの依頼の際に、特に「条件」として付された場合を除いては、確認し得る医療機関一巡の確認が終わるまで、特に基幹病院(または都コーディネーター)への経過報告はしない。

(条件の例 基幹病院「30分毎に基幹病院へ確認の経過報告すること」

→中央情報センターは30分毎に経過報告をする。)

基幹病院(または都コーディネーター)は、緊急性が生じる可能性のある患者の紹介依頼をする場合は、できるだけ定期的に経過報告をするよう、依頼の際に条件を付するものとする。

また、基幹病院(または都コーディネーター)の方で、状況の変化等の理由により、

「中止」「条件の追加・変更」などが生じた場合は、速やかに中央情報センターに連絡をし、指示する。

(3) 中央情報センターへの電話が繋がらない場合

中央情報センターでは、「周産期救急受入医療機関紹介業務」の専用電話（2回線）を設けるが、複数確認中などの事情により、電話が繋がらないことが可能性としてあり得る。

基幹病院は、そういう状況があることを承知するとともに、その場合は、少し時間（数分程度）をあけて再度電話をかけるものとする。

(4) 基幹病院以外から紹介依頼があった場合

中央情報センターに基幹病院以外から紹介依頼があった場合については、次のように対応する。

○分娩施設から直接依頼があった場合 → 基幹病院へ連絡するよう案内する。

○消防機関から直接依頼があった場合 → 一般救急同様、近隣医療機関等の情報を提供する。

(5) 基幹病院が県外分娩施設から受入の依頼を受け、中央情報センターに県内の受入先を問い合わせた場合

県外の分娩施設からの依頼は、試行の対象となるもの以外は神奈川県周産期救急医療システム対応外となるが、基幹病院から中央情報センターへ紹介依頼があった場合については、中央情報センターでは、上記患者の紹介依頼に対して、妊娠週数、推定児体重などの情報をもとに、直近の照会状況及びシステム上の情報を基幹病院に提供することとする。

Ⅶ 参 考

1 各ブロック基幹病院（令和6年4月1日現在）

地区	都からの戻り搬送受付地域 (患者住所地による)	病院名
横浜	青葉区、緑区、都筑区、港北区、神奈川区、鶴見区	県立こども医療センター
	中区、南区、港南区、磯子区、栄区、金沢区、鎌倉市	横浜市大附属市民総合医療センター
	瀬谷区、旭区、保土ヶ谷区、西区、泉区、戸塚区、藤沢市	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院
川崎	川崎市全域	聖マリアンナ医科大学病院
三浦半島	横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町	横須賀共済病院
湘南	茅ヶ崎市、平塚市、大磯町、二宮町、秦野市、伊勢原市、厚木市、愛川町、清川村	東海大学医学部付属病院
西湘	小田原市、南足柄市、山北町、松田町、中井町、大井町、開成町、箱根町、湯河原町、真鶴町	小田原市立病院
県央北相	相模原市、大和市、座間市、綾瀬市、海老名市、寒川町	北里大学病院

2 周産期救急医療システム運用にかかる情報提供

神奈川県ホームページをご参照ください。

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100366/>

周産期救急医療システムに関する問合せ先

連絡先：〒231-8588

横浜市中区日本大通1

神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課

医療整備グループ 周産期救急担当

電話：045-210-4874（直通）